お知らせ information

2012 11

■冬に向けて福祉灯油を支給します

市では、障がいのある方がいる世帯やひとり親世帯等に対し、福祉の向上を図ることを目的として、暖を取るための灯油の一部を支給します。

対象となる世帯は、申請期間内に社会福祉課の窓口で申請してください。

なお、申請は世帯主または世帯員の方にしていただくことになりますが、特別な事情がある方は、民生委員等、代理人による申請も可能です。

基準日／11月1日

対象／左の表でいずれかの条件に当てはまる世帯

申請期間／11月15日（木）～平成25年1月31日（木）

持参するもの／印鑑、該当する条件を証明する書類（障害年金証書、各種手当等受給者証、児童扶養手当証書、老齢福祉年金証書）

問い合わせ／市社会福祉課障がい福祉グループ ☎23―6453

対象世帯	支給量	条　件
障がいのある方がいる世帯	150ℓ	国民年金法による障害基礎年金受給者のいる世帯
		特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当受給者のいる世帯
		特別児童扶養手当受給者のいる世帯
		稚内市在日外国人障害者福祉給付金受給者のいる世帯
		特別障害給付金受給者のいる世帯
ひとり親等の世帯	100ℓ	児童扶養手当の支給対象世帯
		ひとり親家庭等医療費助成の対象父子世帯等
その他の世帯	150ℓ	国民年金法による老齢福祉年金受給者のいる世帯(年金証書 北い)
		稚内市在日外国人高齢者福祉給付金者のいる世帯

※上記の世帯で世帯主及び世帯員全員の今年度の市民税が非課税の世帯に限ります。

■社会保険料控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。（平成24年1月1日から12月31日までに納付した全額）

このため、国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から11月上旬に送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または納付を証明する領収証書）を添付してください。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

※10月1日から12月31日までに今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に送付されます。

問い合わせ／日本年金機構控除証明書専用ダイヤル（平成25年3月15日まで）☎0570―0701７

※050または070から始まる電話でかける場合☎03―6700―1130

※月～金曜日は8時30分～17時15分、第2土曜日は9時30分～16時まで

■広報アンケートにご協力ください！

市では、広報活動の今後のあり方を検討するため、「広報活動に関する市民アンケート調査」を行います。

このアンケートは、市内に住んでいる満20歳以上の男女を無作為に抽出した1，800人を対象としています。

調査票が届いた方は、回答のご協力をお願いします。

回答期限／12月31日（月）

問い合わせ／市秘書広報課広報グループ ☎23―6387

■中小企業の皆さんへ　融資・保証制度のご案内

セーフティネット保証（5号認定）

売上高等の減少、原油・原材料価格や仕入れ価格の高騰、円高の影響を強く受けている中小企業を対象に、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が一般保証と別枠で保証します。

《認定要件》

主たる業種が指定業種に属する事業を行い、かつ次の（イ）（ロ）（ハ）のいずれかの要件を満たす企業が対象となります。

（イ）最近3か月間の合計売上高等が前年同期比5％以上減少していること

（ロ）製品等原価のうち20％以上を占める原油等の仕入れ価格が20％以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと

（ハ）円高の影響により最近1か月間の売上高等が前年同月比10％以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比10％以上減少する事が見込まれること

※申請様式は（イ）（ロ）（ハ）全てにそれぞれ3種類ありますので、認定基準を満たす様式で申請してください。詳しい認定要件、及び様式や添付書類については、市水産商工課ホームページの「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

※11月1日より申請様式が変更となりました。

保証限度額	2億8,000万円以内(うち無担保8,000万円以内)
保証料率・保証期間	北海道信用保証協会旭川支店へお問い合わせください。 ☎0166-24-1441　FAX 0166-25-5649
対象事業者	対象業種は一部の例外業種を除いた中小企業となります。指定業種については、中小企業庁ホームページをご覧ください。 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
申請書類	市水産商工課ホームページをご覧ください。 http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/safe_hosyoseido.html

問い合わせ／市水産商工課商工・労働グループ ☎23―6467

■小型除雪機の貸し出しを行います

市では、除雪ボランティアを実施する団体に小型除雪機の貸し出しを行います。

自力で除雪を行うことが難しい高齢者世帯や障がい者世帯の除雪、町内会館の駐車場の除雪等に是非ご活用ください。

対象団体／町内会などのボランティア団体

貸出機械／小型除雪機（ハンドガイド式）8.5馬力級

貸出期間／12月1日（土）～平成25年3月31日（日）

※1回の貸し出しは10日間までです。

※申請は11月26日（月）から受け付けています。

申請方法／除雪機の使用希望日の5日前までに、申請書を市土木課へ提出してください。後日申請先まで除雪機を運搬します。

※申請書は市土木課にあり、市ホームページからもダウンロードできます。

費用／貸出料、運搬費、燃料費は無料です。

※機械を操作する方の保険料については団体に負担していただきます。

問い合わせ／市土木課事業推進グループ ☎23―6463